

人権に関する博物館を活用した人権学習について

－児童生徒の人権感覚を確かなものにする学習を目指して－

指導主事 藤田和義

Fujita Kazuyoshi

要 旨

生涯学習社会の進展に伴い、博物館の果たす役割が重要となっており、人権に関する博物館の充実も進んでいる。人権教育を進める上で人権に関する博物館を活用することは、児童生徒の人権意識や感覚を確かなものにするために有効である。奈良県教育委員会が策定した『人権教育推進プラン』を踏まえて、人権に関する博物館を活用した人権教育の推進の在り方、特に総合的な学習の時間での活用をイメージした学習構想図を考察した。

キーワード： 人権教育、人権に関する博物館、総合的な学習の時間

1 はじめに

現行の学習指導要領に基づいた総合的な学習の時間の取組の中で、人権にかかわるテーマを取り上げて学習が展開される例を数多く見ることができる。そして、その学習活動として児童生徒が地域に出向いたり、様々な地域の施設を訪れたりする学習が実践されている。

こうした施設を利用した学習の中で、人権に関する博物館を利用した例もある（本論文でいう人権に関する博物館とは、博物館法による博物館だけでなく人権に関するテーマの展示施設も含む）。

児童生徒の人権意識や感覚を確かなものにするためには、人権に関する博物館を活用することは大きな意味があり、総合的な学習の時間だけでなく教育活動全体を通じて活用を考えなければならない。

2 研究目的と方法

人権に関する博物館を活用した人権学習の在り方について、『人権教育推進プラン』（奈良県教育委員会）を踏まえて考察し、人権教育推進に役立つ研究としたい。

3 研究内容と考察

(1) 生涯学習と博物館、人権教育に関する資料の収集と分析

平成11年6月の生涯学習審議会答申では、「いつでもチャレンジ可能な社会の創造に向けて」様々な提言がされている。誰もが社会の中で生き生きと自分を生かすためには、いつでもどこでも学ぶことができ、その成果を生かすことができるような社会でなければならない。それは、それぞれの個性を生かした社会参加が可能な創造性豊かな社会であり、互いのよさを認め合える社会である。これは、一人一人の人権が保障された中で可能であり、人権教育の目指す社会の姿でもある。

同答申では、学習機会の提供とその成果の活用のため博物館等での住民のボランティアの受入れを提唱するなど、生涯学習を推進する上での博物館等の果たす役割を指摘している。また、完全学校週五日制や総合的な学習の時間の導入によって、学校教育と博物館等の連携が一層求められてい

る。学習指導要領の一部改正（平成15年12月）でも総合的な学習の時間での配慮事項として博物館の活用が明示されるなど、博物館の役割がクローズアップされてきている。

『博物館研究』（財団法人日本博物館協会）では、特集号「博学連携」（平成15）の中で博物館と連携した学校教育の在り方を提起している。高田浩二は博学連携を進めるために、職員の体制や意識、教材開発のための博物館や学校の意識、情報と人のネットワークづくりなどを提起している（前掲『博物館研究』特集号）。中川修は、滋賀県立琵琶湖博物館での勤務経験を基に、教員ならではの視点から博物館利用の提案をしている（前掲『博物館研究』特集号）。特に学校が使える学習プログラムの開発や調べ方の手順を学ぶことなど、博物館を活用した学習における留意事項について学ぶべき点が多い論文である。

人権教育にかかわっては、『解放教育』（財団法人解放教育研究所）が「ミュージアム探検－博物館を人権学習に活かす」という特集（平成15）を組んだり、『部落解放』の増刊号として「人権でめぐる博物館ガイド」（平成15）が刊行されたりと、人権教育の視点から博物館との連携が提唱されている。君塚仁彦は、人権教育が学校教育を含む生涯学習社会の枠組みで総合的に推進されていくとして、差別や抑圧を受ける当事者に対する想像力を引き出すことを博物館活動に期待している（前掲『解放教育』）。小島伸豊は、大阪人権博物館などを利用した学習プログラムの紹介や地域と結び付いた課題追究型の学習スタイルを提起している（前掲『解放教育』）。田口祐二は、大阪府茨木市立三島中学校における博物館と連携した学習の実践例を紹介している（前掲『解放教育』）。この取組は、実際に地域に住む人や施設のスタッフとの出会いから思いを感じとり、身の回りの人権課題に気づき、自らの生き方を問い直すきっかけとなることを目指すもので、人権学習として博物館を活用した取組となっている。

総合的な学習の時間における国際理解教育の立場から博物館との連携を考察した論文に、今田晃一・手嶋将博・青木務「学校教育における博物館の活用－国立民族学博物館の「触れる」展示資料を中心として－」（平成16）がある。博物館の「触れる」展示資料を活用した学びの構想図は、児童生徒の主体的な学びから多様なものの見方・考え方や異文化への寛容な態度を涵養することを目指した学習のモデルとして、人権教育の観点からも示唆を得ることが多い。奈良県香芝市立香芝西中学校では、この論文の執筆者の一人の今田からの指導も受けて、国立民族学博物館と連携し異文化理解の観点から技術科や美術科の表現活動とも連動したミニ博物館作りの教育実践が行われた。

以上のように、生涯学習社会を迎え博物館の役割は今まで以上に大きくなり、学校教育においても博物館を活用した学習の工夫がされている。中でも人権教育で博物館を活用した実践事例としては、単なる見学でなく、ものや人に触れること、課題追究・参加型学習などの工夫がなされている。

(2) 博物館を活用した人権学習について－教員研修を通じて見えた課題－

奈良県内の人権に関する博物館を整理すると表1になる（それぞれの館の詳細はWebページ参照）。当教育研究所が実施している人権教育研修会で、平成15年・16年度に水平社博物館とおおくぼまちづくり館を訪れている。これらの研修を通して見えてきた課題について考えたい。

表1 奈良県内の人権に関する博物館

| テーマ | 施設名 |
|----------|------------------|
| 同和問題 | 奈良県立同和問題関係史料センター |
| 同和問題 | 水平社博物館 |
| 同和問題 | おおくぼまちづくり館 |
| HIV/AIDS | エイズ資料館 |

平成15年度初任者研修（小学校）、平成16年度初任者研修（中・高）で水平社博物館を訪れている。受講者へは、水平社博物館を活用したどのような教育活動ができるかという問題意識をもって

見学することを課題とした。

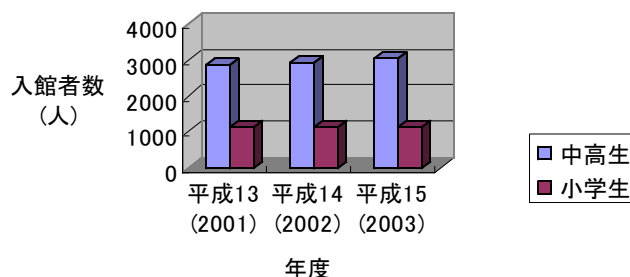
水平社博物館を見学した受講者の主な感想を整理すると表2のようになる。

表2 水平社博物館での研修の主な感想

| 校種 | 感想の大意 |
|------|--|
| 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水平社の成り立ちがよく分かった。ビデオ映像はその当時の雰囲気が分かってよかった。ただ小学生を連れてくるのには、展示の流れやパネルの漢字など、厳しい面がある。 ○ 水平社博物館へは初めて来ました。私自身の研修にはよかったが、社会科や人権の学習として子どもを連れて来るにはちょっとしんどいと思った。 ○ リニューアルしてから初めて来ました。体験できるコーナーがあったり、子どもにも馴染みやすい雰囲気になっていた。 ○ 一度目とは少し印象が違い、また違った気持ちで興味深く見学できた。何度も繰り返し来て研修し、子どもたちに返していきたいと思います。 |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒とともに来て以来二回目です。今日は、ゆっくり見学できてよかった。水平社宣言や綱領を、生徒とともに調べて舞台発表したことを思い出した。 ○ 展示されている資料のほとんどは自分の知らないものばかりであった。もっと勉強しなければ生徒に同和問題について考えさせられないと思った。 ○ ファンタビュシアターは臨場感があってよかった。 |
| 高等学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで学習したことを思い出すだけでなく、新しく知ることができたこともあって興味深かった。 ○ 「人間が人間らしく生きる」という当たり前であるができなかったことを希求し、実現していた歴史に触れ、水平社運動にかかわった人々の情熱やパワーに感動した。 ○ 自分自身中学や高校で同和問題について深く学ばなかったので生徒への指導に悩んでいたが、水平社博物館には同和教育のヒントになるものがあり勉強になった。 |

児童生徒とどのような学習ができるかという問題意識からの感想として、小学校教員の中には、内容的に難しいという思いのあることがうかがえる。この感想の背景には、同和問題や水平社についての知識を得ることを主眼にした水平社博物館での学習がイメージされていることがあるのではないだろうか。中学校や高等学校の教員の感想からは、生徒とともに学習したことを思い出したり、同和問題学習へのヒントになるものを得ていることが分かるが、具体的な学習のイメージがどう描けたのかは十分にうかがえなかった。

グラフ1は、水平社博物館の平成13・14・15年度の小学生と中学生・高校生の入館者数を表したものである。3年間とも、小学生でほぼ1,000人前後、中・高校生ではほぼ3,000人前後の入館者である。中・高校に比べて小学校の利用が低いことが分かる。一般的に博物館学習を企画する際の学校が考慮しなければならない問題として、児童生徒の安全対策や移動手段、引率教員の問題や生徒指導上の問題、費用の面などがある。前述の感想の分析から分かったように、教員の側に知識理解を中心とした学習のイメージが強く、どのような学習を進めればよいのかを十分構想できないことが、利用を躊躇させる一因となっていないだろうか。もちろん、これが主たる要因であるとは断言できないが、知識理解だけを目的としない博物館を活用した人権学習、積極的な博物館活用を取り入れた学習の在り方を考察する必要があるのではないだろうか。



グラフ1 水平社博物館の過去3年の入館者数
ルシファー（水平社博物館刊）から作成

平成16年度スキルアップ人権教育研修会（公立学校教員対象）では、おおくぼまちづくり館見学と洞部落移転にかかわる講義や現地研修、檀原市立畝傍中学校のおおくぼまちづくり館を活用した総合的な学習の時間の取組についての実践発表並びに研究協議を行った。表3は、受講者の主な感

想を整理したものである。

表3 おおくぼまちづくり館での研修の主な感想

| 校種 | 感想の大意 |
|------|--|
| 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 洞村の歴史についてのお話を聞いたり展示を見たりした後でフィールドワークを行い、現地へ足を運び話を聞かせてもらうことが大切であると思った。 ○ 洞村の歴史についての講師の話は、差別と闘ってこられた立場での話であり共感できた。 ○ 中学校の総合的な学習の時間を行うにあたって、事前に地域のことを調べたりボランティアを探したりと、現地へ何度も足を運ぶことの大切さを学んだ。 ○ 総合的な学習の時間の仕掛け方が大変参考になった。「どこで、誰と出会うか」その大切さを改めて感じました。 |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ おおくぼまちづくり館で、洞の移転について、あるいは地域の現状を理解してからフィールドワークを行ったことがよかった。 ○ 地域における教材開発という点が本校では不足しているので、取り組む価値があると感じた。 ○ 調べ学習を行う際の、教員の動きが分かった。 |
| 高等学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館などの施設を活用しての人権学習をどうすればよいのかを考える参考になった。 ○ 体験を重視して地域と積極的にかかわろうという学習の姿勢を学んだ。 ○ 現地に行き直接話を聞くことの大切さを学んだ。 |

この研修の感想から、児童生徒と人権に関する学習を進める際に、実際に現地へ足を運んで人やものに触れて学ぶことの大切さや、生徒がフィールドワークを通じて自らの生活課題と結び付けた学習を展開することの大切さを成果として学んだことが分かる。

水平社博物館やおおくぼまちづくり館での研修から、本当の人やものとの出会いから学びが深まり、児童生徒の自主的な学びも深まる可能性があるということができるとは思えないだろうか。もちろんこのことは、同和教育実践として積み重ねられてきたことと重なることでもある。こうした視点から、改めて人権に関する博物館を活用した学習について考えてみたい。

(3) 博物館を活用した人権学習についてー学習構想図の作成ー

これまで博物館を活用した学習では、見学することが活動の中心になって走り抜けるように見るだけで終わったり、ワークシートを埋めることで児童生徒が力を使い切ってしまうということがあったのではないだろうか。当教育研究所の研究紀要（平成13）で森本理は、博物館を活用した探究を軸にした学習モデルを提起した。3(1)に紹介した研究でも、児童生徒の参加型の学習が提起されている。こうした提起も踏まえ、『人権教育推進プラン』（奈良県教育委員会）を具現化するという観点から博物館を活用した人権学習について考えることとする。

『人権教育推進プラン』では、人権教育推進の基本方向を右の四つの視点から示している。この中で、「教育を受ける権利の保障を通して」「人権が尊重される教育として」の二つは、教育を受けることそのものが人権であるという視点から方向を示したものである。

**教育を受ける権利の保障を通して
人権についての理解を深める教育として
人権を尊重する主体を育てる教育として
人権が尊重される教育として**

人権に関する博物館を活用した学習は、「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」の二つの方向から考えることができる。それは、人権についての正しい知識や認識を学ぶことは人権侵害や人権問題に適切に対応する基礎であり、正しい知識や認識を具体的な行動につなぐための技能や態度を培い、主体的な行動ができる人間を育成する学習を構想することである。それを可能にする学習構想の柱を下記のように仮定する。

自らが権利の主体者であるという意識をもち、権利を求めて行動を興し、周囲の人々との間に共感と連帯の関係を築きながら人権を確立してきた歴史を、展示を通して学ぶことで、自らの生き方を考えることにつなぐ学習を工夫する。

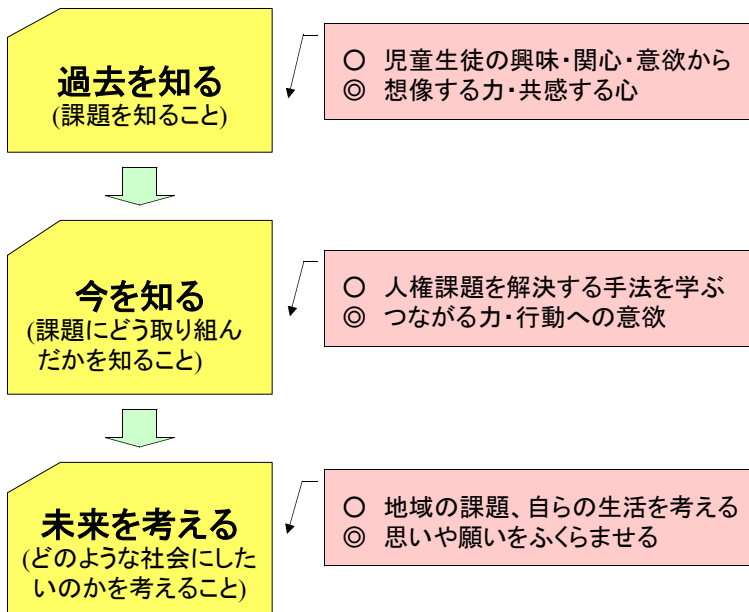


図1 人権に関する博物館を活用した学習構想図

をはぐくむ学習活動を工夫した例といえるであろう。

〔今を知る〕今を知ることは、その課題解決にどのように取り組んだのか、その手法を学ぶことである。それは、取組の過程で周囲の人々や地域社会とどう共感し、連帯の関係を築いたのかを学ぶことでもある。一人の力では容易に解決に向かわない課題も、みんなで取り組めば解決に向かうということを学ぶ中で、つながる力や行動への意欲をはぐくむ学習として工夫する。

〔未来を考える〕課題を見付けることや課題解決の手法で学んだことを、自分の身近な課題に適用して、よりよい社会を作っていくための方途を探る学習活動である。これは、単に学んだ手法を生かすのではなく、よりよい社会を作っていこうという思いや願いをふくらませる学習活動である。児童生徒が、自らが人権を尊重する主体として、仲間や地域の人々とのつながりを大切にして生きていく態度をはぐくむ学習を工夫する。

この学習構想の柱を、学習活動に展開したのが図1である。

〔過去を知る〕人権に関する博物館での学習は、展示物から単に過去の姿を知るだけでなく、先人たちが何を人権にかかわる課題ととらえたかを学ぶことである。その過程では、差別に対する憤りや怒り、差別に立ち向かった人々の思いや願いを想像する力や共感する心をはぐくむ学習を工夫する。先に紹介した畝傍中学校の事例は、おおくぼまちづくり館見学とフィールドワーク、地域住民からの聞き取りを組み合わせることで、生徒の興味・関心・意欲を喚起し、想像する力や共感する心

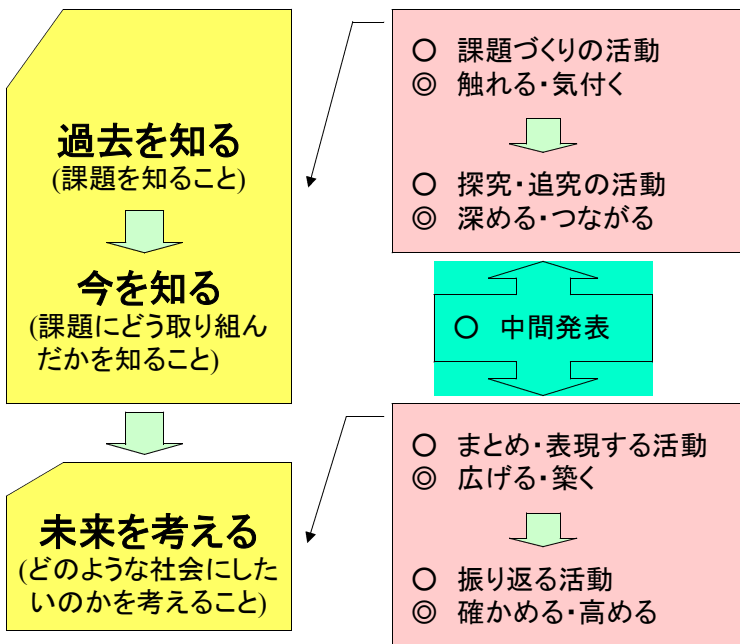


図2 総合的な学習の時間を活用した学習構想図

この学習構想図を、総合的な学習の時間の活動に展開したのが図2である。

総合的な学習の時間の学習の流れとしてよく見られるのは、「課題づくり→探究・追究→まとめ・表現→振り返り→新たな課題づくり」というサイクルである。

このサイクルに当てはめると過去や今を知る活動は、課題づくりや探究・追究の活動になる。博物館には、「本物」が展示されている。そこには、学芸員や職員、ボランティアガイドなど、「本物の人材」がある。本物に触れることで気が生まれ、調べたい、もっと知りたいという意欲が高まる。フィールドワークやグループ活動など学習活動を工夫する

ことで、活動が深まり仲間や地域の人々とのつながりができる。調べたことをまとめて中間発表で伝えることは、探究・追究活動へのフィードバックや次のステップへの準備になる。

未来を考える活動は、まとめ・表現する活動や振り返る活動になる。学習活動で生まれた思いや願いを広げ、新たな関係を築く意欲を高める。自己評価・相互評価・教員の支援を通じて丁寧に振り返ることは、思いや願いを確かなものにし自己の生き方への思いを高めることになる。

従来の博物館での人権学習は、導入として知識を得たり、まとめとして知識の整理をしたりするのに利用されることが多かった。こうした利用の仕方もあるが、本研究では人権に関する博物館を活用して人権を尊重する主体的な人間の育成を図る学習の構想図を示した。この構想図を基に、各学校での学習活動を構築していけるのではないだろうか。

4 研究結果と考察

滋賀県のNPOの環境問題の取組が『たんけん・はっけん・ほっとけん』という書籍になって紹介されている。日常生活の中で探検し発見があり、それが「ほっとけん」という行動を生んだ取組である。人権に関する博物館の学習も、そういう何とかしたいという意欲を生む活動として構想したい。3(2)で紹介した受講者の感想にあったように、例えば、水平社博物館のファンタビューシアターでは大きな感動と共感を生み、体験できるコーナーでは人権を身近に感じることもできる。小学校でも、人権に関する博物館から離れた地域の学校でも、博物館を活用した学習プログラムを構想できる。

本研究の人権に関する博物館を活用した学習の構想図を基に、それぞれの学校の教育目標や人権教育にかかわる課題と照らし合わせて学習を構想し、本物に触れて探究を進めることで、知識理解を確かなものにするとともに人権を尊重する主体を育てる学習活動が進められるであろう。

5 おわりに

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」（平成16）には、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような児童生徒の育成が述べられている。人権に関する博物館を活用した学習は、それを可能にする学習につながるであろう。

今後は、人権に関する博物館を活用した学習の具体化を図るとともに、学校での人権教育推進のために、人権教育の取組の事例収集と『人権教育推進プラン』具現化の方途を探る研究を続けたい。

参考文献

- | | | | |
|-----|---------------|---|-----|
| (1) | 奈良県教育委員会 | 人権教育推進プラン | 平13 |
| (2) | 財団法人日本博物館協会 | 博物館研究 Vol.38 No.2 特集号「博学連携」 | 平15 |
| (3) | 財団法人解放教育研究所 | 解放教育 NO.427 「ミュージアム探検－博物館を人権学習に活かす」 | 平15 |
| (4) | 解放出版社 | 部落解放 517号増刊号「人権でめぐる博物館ガイド」 | 平15 |
| (5) | 今田晃一、手嶋将博、青木務 | 学校教育における博物館の活用 －国立民族博物館の「触れる」展示資料を中心として－ (『教育学部紀要』37号) 文教大学 | 平16 |
| (6) | 木村慶太 | 触って作って感じよう！～ミニ博物館作りを通して～ (『やまと』341号) 奈良県教育振興会 | 平16 |
| (7) | 井阪尚司・蒲生野考現倶楽部 | たんけん・はっけん・ほっとけん (昭和堂) | 平13 |